

## 年末年始期間における貸付業務の対応について

貸付け等の対応については、以下のとおりとする。

対象となる事業・制度

- ①社会福祉金庫貸付事業（限度額50,000円）
- ②高額療養費貸付制度
- ③生活福祉資金貸付事業（県社協）
- ④生活福祉資金特例貸付（県社協）
- ⑤特別援護費貸与（限度額500円）

②③・・・相応の審査期間が必要なため、申請の受付けまでとする。

④・・・窓口での受付は12月28日までとする。なお、総合支援資金での自立支援相談員との面談日も28日までとする。

※土曜、日曜、祝日、年末年始の受付は行わない。

| 事業・制度        | 12月24日(木) | 25日(金)   | 28日(月)   |
|--------------|-----------|----------|----------|
| ① 社会福祉金庫貸付事業 | 年内の対応可能   | 年内の対応可能  | 受付のみ     |
| ② 高額療養費貸付制度  | 受付のみ      | 受付のみ     | 受付のみ     |
| ③ 生活福祉資金貸付事業 | 受付のみ      | 受付のみ     | 受付のみ     |
| ④ 生活福祉資金特例貸付 | 受付(面談可能)  | 受付(面談可能) | 受付(面談可能) |
| ⑤ 特別援護費貸与    | 年内の対応可能   | 年内の対応可能  | 年内の対応可能  |